

【地域福祉計画 中間評価】

基本目標 4

お互いを認め合い誰もが活躍できるまちづくり

施策（1） 権利擁護を進める地域づくり （村上市成年後見制度利用促進基本計画）

実践プラン	取組内容	実績	次年度以降の取り組み（課題・題改善点、今後の方針など）
① 権利擁護の推進 認知症や障がいなどのため 自らの判断がむずかしい方 の代弁者となり、自己実 現・自己決定を支援し安心 して暮らしていける地域づ くりに取り組む。	○権利擁護の推進 ・認知症高齢者や親亡き後の支援が必要な障がい者等の増加が見込まれる中、今後ますます成年後見制度の需要が高まると予想され、支援を必要としている人を速やかに発見し、相談や支援する体制をつくる。	⇒ ・令和4年度から市（介護高齢課・福祉課）と社会福祉協議会で中核機関を設置し、共同での取り組みを実施。 ・成年後見制度や中核機関の設置について、市報（特集ページ）や社協広報で掲載。 ・福祉相談事業の1 コマを成年後見制度の相談枠として確保。 ・市長申立て要否検討会の開催。 ・市、社協での成年後見制度勉強会の開催。 ・受任調整会議を開催し適任な後見人等の選任。	委員からの意見 ・制度を必要とする人が適切なタイミングで利用できるよう、制度と相談窓口の周知を行う。 ・相談窓口での対応が職員によって異なることがないよう対応の標準化を図る。
	○市民後見人の養成 ・成年後見制度の利用ニーズが増加し、専門職後見人が不足している現状から、地域の身近な担い手として期待されている市民後見人を養成する。	⇒ ・令和2,3,5年度に養成講座を開催し30名が受講。市民後見人候補者名簿登録者は17名。 ・講座修了生に対しフォローアップ講座を開催（毎年年2回）。 ・法人後見支援員や日自の支援員活動で将来の市民後見人の育成。 ・市民後見人のサポート体制が未整備のため誕生に至っていない。	市民後見人の選任～活動にむけ、修了生へのフォロー体制のあり方について、家庭裁判所と意見交換を行いながら、検討・体制整備を行う必要がある。 ・市民後見人が安心して活動できるバックアップ体制が必要（後見監督人とは別）。 ・どのくらい第三者後見人が必要なのかわからない。
	○中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築 ・支援者や関係機関（親族、後見人等、福祉・医療・法律等各種専門職など）がチームとして連携し、成年後見制度の利用の支援が継続できるようなネットワークを構築するとともに、連絡・調整の中核となる機関を設置し、支援の安定と対応強化を図る。	⇒ ・令和4年度から市（介護高齢課・福祉課）と社会福祉協議会で中核機関を設置し、共同で進めているが、職員が兼務で業務を行っているため十分な対応が出来ていない。 ・年2回、成年後見制度利用促進協議会を開催し、関係者と地域連携ネットワークの構築を図り、地域課題について協議した。	現在設置している中核機関の在り方について、協議会の中で今後検討していく必要がある。 ・主となる機関がないと支援者としてもどこに相談していいかわからない。 ・制度に関する情報が欲しい時にここに行けば教えてくれる場所がピンポイントであればよい。 ・市民後見人を含む成年後見人等が身近に相談できる場所がない。